

審査結果概要書

平成 23 年 11 月 16 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	温泉熱を利用した温熱供給システムによる省エネルギー事業
排出削減事業者名	株式会社阿寒グランドホテル
排出削減共同実施事業者名	財団法人北海道環境財団
その他関連事業者名	
事業実施場所	定山溪 鶴雅リゾートスパ 森の詞 (北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目192番地)
事業の概要	本事業は、温泉熱の段階的な熱回収および排湯熱の熱回収の総合利用により、重油消費量を低減し、地球温暖化の抑制に貢献することを目指すものである。
排出削減量の計画	2011-2012 年度：355 tCO ₂ /年 (事業実施機関合計 710 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 009 温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年11月2日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：定山溪 鶴雅リゾートスパ 森の舘 (北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目192番地)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(重油ボイラー)のみを継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で3.5年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、本件においては補助金の交付がないことを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業は、鶴雅グループが所有するホテルであり、先行事例で承認された、温泉排熱回収による排出削減事業にならい、グループ内で低炭素経営を推進している。まさに、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義と低炭素経営の推進方針がマッチし、申請に至ったことを確認した。 以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

- 1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 009 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。
適用条件 1 については、本事業が既設重油ボイラーのみで供給していた熱量の一部を、温泉熱及び温泉排熱を用いて供給するよう設備を更新する事業であることを、現地確認及び関係者への質問により確認している。
適用条件 2 については、本事業がプレート式熱交換器及び樹脂製熱交換器を介して熱利用を行う事業であることを、関連資料及び関係者への質問により確認している。
適用条件 3 については、既存の重油ボイラーは設置後 13 年を経過しているが、法定耐用年数内であり、かつ定期的に整備され正常に稼働しており、継続して利用することが可能であることを確認している。
適用条件 4 については、熱交換器によって製造した温熱は、全て当該事業所内で自家消費され、外部には供給されないことを確認している。
- 2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。
- 3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。
- 4) 本事業では、温泉及び温泉排水の移送を行うため、ポンプ動力（電力消費量）の増加によるリーケージ排出量が発生するが、リーケージ排出量については、本削減事業のベースライン排出量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。

4. 特記事項

特になし。